

教育訓練休暇に対する支援策について

法律、指針等の整備

労働者が自発的に行う訓練等の機会を確保するため、職業能力開発促進法に、事業主が講ずる措置として、教育訓練休暇の付与等を規定するとともに、関係指針を整備、周知。

○職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（抄）

第10条の4 事業主は、（中略）、必要に応じ、その雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な次に掲げる援助を行うこと等によりその労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする。

- 一 有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇、再就職準備休暇その他の休暇を付与すること
- 二 （略）

※有給教育訓練休暇：職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる有給休暇

※長期教育訓練休暇：職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇であって長期にわたるもの

※再就職準備休暇：再就職のための準備として職業能力の開発及び向上を図る労働者に対して与えられる休暇

○労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針（平成13年厚生労働省告示第296号）（抄）

第4 法第10条の4第1項第1号に関する事項（休暇の付与）

事業主は、有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇、再就職準備休暇その他の休暇（以下「休暇」という。）の付与を効果的に行うため、次のように配慮すること。

一 労働協約若しくは就業規則又は事業内職業能力開発計画において対象労働者、教育訓練の範囲等を明記し、その内容を労働者に周知すること等により、休暇の活用の促進を図ること。

二 教育訓練の受講のための休暇のほか、職業能力検定又はキャリア・コンサルティングを受けるための休暇、自己啓発を目的としたボランティア体験等のための休暇等労働者自らによる多様な職業能力開発の促進に資する休暇を与えるよう配慮すること。

三 休暇の付与の対象となる教育訓練等の範囲について、労働者の希望及び適性に応じた多様な選択が可能となるよう、配慮すること。

四 長期にわたる休暇について、キャリア・コンサルティングとの組合せ、定期的に付与する仕組みの導入等その効果的な付与に配慮すること。

助成金による支援

事業主が行う従業員の自発的な能力開発への支援を促進するため、事業主が、従業員の申出により、教育訓練、職業能力検定又はキャリア・コンサルティングを受けるために必要な経費を負担したり、休暇を与える場合に、事業主が要した費用の一部をキャリア形成促進助成金により助成。
（支給実績：約3千万円（平成18年度））

（制度の概要）

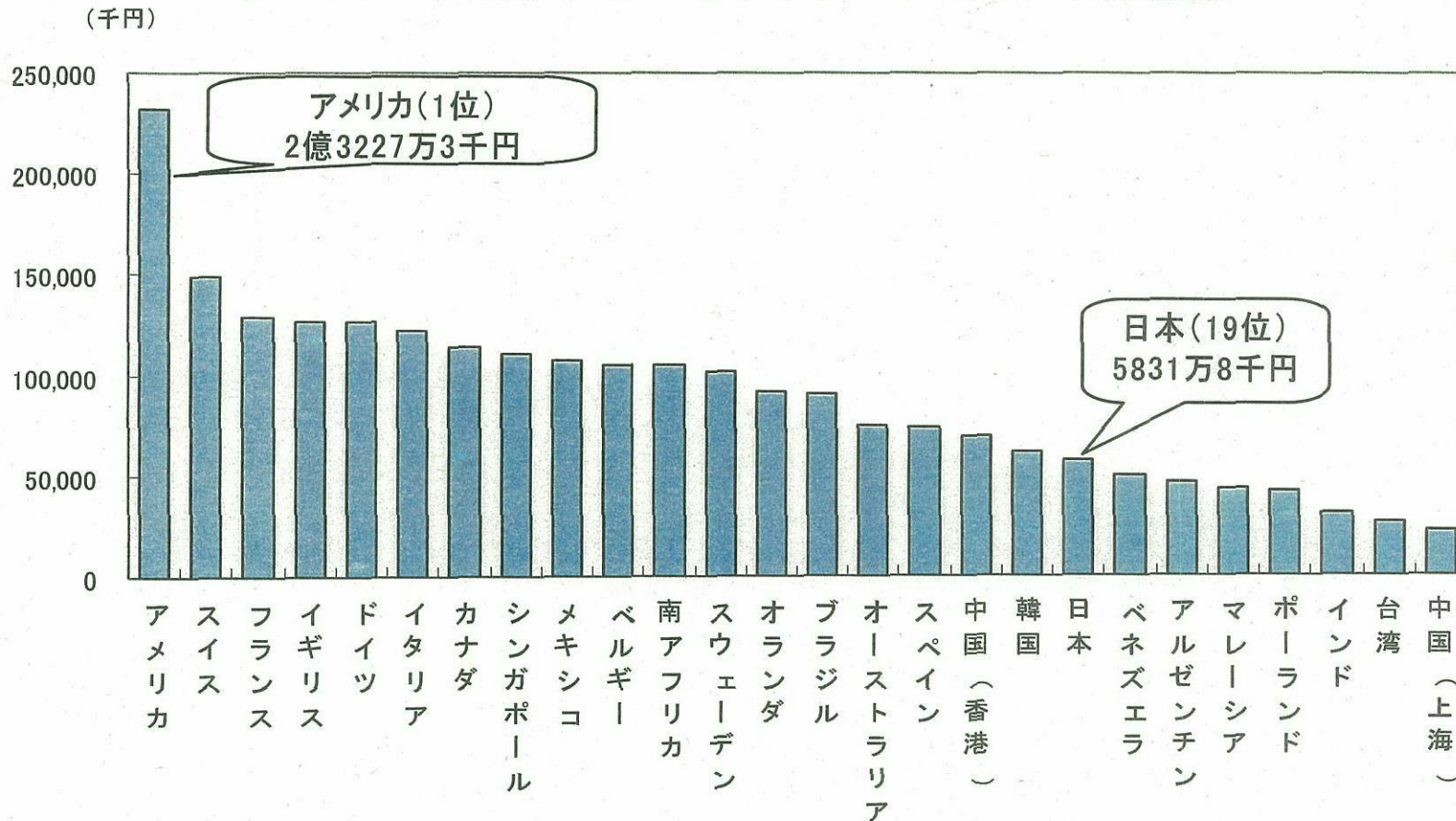
従業員の申出により、教育訓練、職業能力検定若しくはキャリア・コンサルティングを受けるために必要な経費（以下「自発的職業能力開発経費」という。）を負担する又は休暇（以下「職業能力開発休暇」という。）を与える場合

- 自発的職業能力開発経費の1/4（中小企業1/3）
- 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/4（中小企業1/3）（原則として1,200時間を限度）
- 労働協約又は就業規則の改正等により、従業員の自発的な職業能力開発（教育訓練、職業能力検定、キャリア・コンサルティング）を支援する制度を導入し、制度利用者が発生した場合15万円（1事業所につき1回に限る。）
- 制度導入から3年以内の場合、制度利用者1人につき5万円（20人を限度）
- 制度導入から3年を経過した場合、制度利用者増加分1人につき2万円（中小企業に限り、年間5人分を限度）

企業トップと労働者の総報酬(各国比較)

- 主要26カ国のうち、CEOの総報酬が最も高いのはアメリカである。
- 日本のCEOの総報酬は、主要26カ国のうち19位である。

チーフ・エグゼクティブ・オフィサー(CEO)の総報酬



資料出所：タワーズペリン社「Worldwide Total Remuneration Report」

注1) データは、2005年4月1日時点で年間売上約5億米ドル規模の現地製造業企業の報酬データである。

2) チーフ・エグゼクティブ・オフィサー(CEO)とは、最高経営責任者を指す。

3) 為替レートは、調査時のレート(1ドル=107.2880円)で換算したもの。

4) 総報酬には、一般的な給与項目の他、社会保険の事業主負担分、退職金引当金、社用車費用等が含まれる